

八千代市第2次行財政改革大綱

(平成23年度～32年度)

平成23年3月



はじめに

本市では、これまでも、安定した行財政運営の確保及び市民福祉の向上を図るため、「八千代市行財政改革大綱」（平成11年3月策定 平成19年11月一部改訂）に基づき、行財政改革に取り組んできました。

この度、「八千代市第4次総合計画」との整合を図り、少子高齢化の一層の進展、市民ニーズの多様化、及び地域主権改革による行政事務の移譲等、行政を取り巻く社会状況の変化に的確に対応するため、本市の行財政改革の新たな指針となる「八千代市第2次行財政改革大綱」を策定いたしました。

新しい公共によるまちづくりの推進、新たな行政課題に迅速に対応するための簡素で効率的な組織体制の確立、及び効率的・効果的な財政運営の推進等、本大綱に基づき、今後も行財政改革に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成23年3月

八千代市長 **豊田 俊郎**

目 次

第1部 基本的な考え方

- 第1章 第2次行財政改革大綱の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2章 第2次行財政改革大綱の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2部 第2次行財政改革大綱の方策

- 第1章 効果的な施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 第1節 効果的事業展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 第2節 市民参画と地域の視点に立ったまちづくりの推進・・・・・・・・ 4
 - 第3節 民間活力導入の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第2章 効率的で質の高い執行体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 第1節 組織体制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 第2節 定員管理及び給与の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 第3節 職員の育成・能力向上の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第3章 健全な財政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 第1節 財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 第2節 地方公営企業の経営健全化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 第3節 公益法人等の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

資料編

- 1 「八千代市第2次行財政改革大綱の策定基本方針」・・・・・・・・・・ 9
- 2 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

大綱の中で、※のついている用語には、11ページに解説があります。

第1部 基本的な考え方

第1章 第2次行財政改革大綱の策定趣旨

本市の行財政改革は、多様化する行政需要の下で、安定した行財政運営を行い、市民福祉の向上を図ることを目的に、施策のあり方や受益と負担の関係等を見直し、持続可能な行政経営の確立を目指していくことを基本的な考え方としています。

これまでも本市では、平成11年3月策定の「八千代市行財政改革大綱」（平成19年11月一部改訂）及び平成18年3月策定の「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画～集中改革プラン～」(平成20年3月一部改訂)に基づき、事務事業等の見直し、民間委託の推進、定員管理の適正化、経費の節減合理化等に取り組んできました。

本格的な少子高齢化社会の到来や市民ニーズの多様化、地域主権改革による国・県からの事務の移譲など、社会経済状況や各種制度が大きく変化することが予測される中であって、それらに対応するためには、新しい公共*によるまちづくりの推進や簡素で効率的な組織を目指すとともに、効率的・効果的な財政運営に取り組むことが必要です。

このことから、平成22年3月に定めた「八千代市第2次行財政改革大綱の策定基本方針」を踏まえて、「八千代市第4次総合計画」（以下「総合計画」という。）との整合を図り、「八千代市第2次行財政改革大綱」（以下「第2次行財政改革大綱」という。）を策定しました。

第2章 第2次行財政改革大綱の内容

1. 構成

行財政改革推進の3つの柱として、(1)効果的な施策の推進、(2)効率的で質の高い執行体制の確立、(3)健全な財政運営の推進を基本として位置付けるとともに、新たに目標値や達成度の設定を可能な限り行う等の視点を取

り入れます。

(1)効果的な施策の推進

- ①効果的事業展開
- ②市民参画と地域の視点に
立ったまちづくりの推進
- ③民間活力導入の推進

(2)効率的で質の高い執行体制の確立

- ①組織体制の見直し
- ②定員管理及び給与の適正化
- ③職員の育成・能力向上の
推進

(3)健全な財政運営の推進

- ①財政基盤の確立
- ②地方公営企業の経営健全化
- ③公益法人等の改革

2. 計画期間

第2次行財政改革大綱の計画期間は、総合計画の計画期間と合わせ、平成23年度から平成32年度までとします。

また、個別、具体的な取組内容については、項目別の推進計画を作成します。

3. 推進体制

本市の行財政改革の推進に当たっては、本大綱を指針とし、市民を含む各界代表者で構成される「八千代市行財政改革推進委員会」における協議の結果を踏まえ、市の行財政改革の推進機関である「八千代市行財政改革推進本部」が中心となって取り組みます。

取組状況等は、広報やちよ、市ホームページ等で市民や市議会へ公表します。

第2部 第2次行財政改革大綱の方策

第1章 効果的な施策の推進

限られた行政資源を最大限に活用し、施策満足度を向上させるためには、事務事業の見直しによる施策の選択・集中を効果的に進める取組みが必要です。

また、市民ニーズの多様化・高度化・細分化に伴い、市民や地域コミュニティ^{*}、NPO^{*}とのパートナーシップ^{*}を基本とした、新しい公共^{*}によるまちづくりが求められています。

計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)というマネジメントサイクルによる行政経営システムの確立を推し進め、「市民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務」（以下「公共サービス」という。）として市が行う必要のないもの、また、その実施を民間が担うことが出来るものについては、民間活力を積極的に導入する等、効率的で効果的な施策を推進していきます。

第1節 効果的事業展開

これまでも事務事業については、最少の経費で最大の効果を挙げるべく見直し等に努めてきましたが、既に一定の成果が得られた事業、費用に対して効果が低い、あるいは明確な効果が把握できない事業については、廃止・休止も含めてゼロベースの視点で見直します。

また、多様化する市民ニーズを的確に捉え、効果的に施策を実施するため、行政評価システム^{*}に外部からの評価を加える等、事務事業の更なる効率的・効果的な実施に努め、公共サービスの向上を目指します。

公共施設については、「公共施設再配置等の方針」に基づき、老朽化施設の改修や耐震補強の必要性等、費用対効果を考慮したうえで、公共施設の適切な配置等を検討します。

便利で質の高い公共サービスの提供には、電子自治体の構築は不可欠です。個人情報保護や安全対策の充実、情報機器を利用して膨大な情報の中から必要な情報を抜き出し活用する能力（情報リテラシー）の向上を図り、行政手続きのオンライン化等を推進していきます。

そのほか、質の高い公共サービスを適正な価格で提供するため、入札・契約事務の効率化や公正な競争の確保に努め、事務の改革・改善等に取り組みます。

第2節 市民参画と地域の視点に立ったまちづくりの推進

これからのまちづくりには、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく自治会、NPO^{*}、ボランティア団体、企業等の支え合いによる新しい公共^{*}としての動きが重要になってきます。

分かりやすい情報の提供や効果的な発信により、公平で透明性の高い市民から信頼される行政経営を行い、市民と行政が互いにパートナーとして支え合いながら、市民参画と地域の視点に立ったまちづくりの実践を積み重ね、市民の自主的なコミュニティ活動の促進に努めます。

第3節 民間活力導入の推進

国の規制緩和等の進行により公共サービスの担い手は、行政がその管理下において実施すべき事務事業であっても、すべて実施主体である必要はなく、市が行う必要のないもの、また、その実施を民間が担うことが出来るものについては、民間活力導入の可能性について検討を行います。

「民間でできることは民間に委ねる」という基本原則の下、「八千代市民間活力導入指針」等に基づき検討を進め、執行しようとする業務に最適な民間活力の手法をもって、行政経営を推進していきます。

また、すでに民間活力を導入している事務事業であっても、提供する公共サービスの質の検証（モニタリングの実施）や事務事業の見直しを不断に行い、民間活力の効率的な活用を図ります。

第2章 効率的で質の高い執行体制の確立

社会経済状況の変化や多様化する市民ニーズに対応するためには、新たな行政課題を迅速かつ的確に解決できる、効率的で質の高い執行体制を確立することが必要です。

このことから、組織体制の見直しや定員管理の適正化を行い、簡素で効率的な組織を目指すとともに、公共サービスの質の向上に結び付く、柔軟な発想や広い視野、豊富な知識を持つ職員の育成を図ります。

第1節 組織体制の見直し

国の制度改正や社会経済状況の変化、市民ニーズの多様化に伴い、市が対応すべき課題は、今後、さらに増大していくことが予想されます。

これらの課題を迅速かつ的確に処理し、円滑な施策の推進を図るため、組織体制の見直しを行います。

第2節 定員管理及び給与の適正化

事務量に応じた職員配置等、定員管理の適正化を推進するため、「新たな定員適正化計画」の見直しを行います。

また、国や県における給与構造改革を踏まえ、給与の適正化に努めます。

第3節 職員の育成・能力向上の推進

多様化する市民ニーズを的確に把握し、質の高い公共サービスを提供するため、企画力や政策形成能力、法務能力等といった多種多様な能力を持った職員の育成に努めます。

職員一人ひとりの意欲の向上を図り、組織としての総合力を高めるため、能力や実績を重視した人事評価システム^{*}の構築に取り組みます。

第3章 健全な財政運営の推進

本市の財政状況は、少子高齢化社会の進行や地域主権改革の進展に伴う社会情勢の変化への対応、公共施設の老朽化対策や新たな行政需要への備えも必要であり、厳しい状況が続くものと予想されます。

こうした状況に対応するため、行政評価システム[※]の評価結果と予算との連携を推し進め、事務事業を適宜見直し、限られた行政資源の適切な分配を行い、効率的・効果的な財政運営に努めます。

第1節 財政基盤の確立

本市では、少子高齢化の進行や多様な市民ニーズへの対応等に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造の確立を図るため、基礎的財政収支[※]の均衡を図り中長期的視点に立って財政運営を行ってきました。

財政基盤の確立を図るため、歳入面では、市税等の公平で適正な賦課に努め、効果的な徴収体制の構築により徴収率の向上を目指し、滞納債権処理等を適切に実施します。併せて、未利用地の売却等の市有財産の積極的かつ計画的な活用や広告料収入等の新たな収入源の確保に努めます。

歳出面では、事務事業の見直しによる施策の選択・集中を図り、公共サービスを適正なコストで提供するための検討を行います。

そのほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益と負担の公平性の観点から負担の適正化に努め、また、補助金については、交付の必要性、費用対効果等の観点から、引き続き検討を行います。

第2節 地方公営企業の経営健全化

本市では、安全で良質な水の供給、安定給水の確保、水洗化の普及並びに都市の浸水防除、災害等緊急時対策の推進、上下水道料金体系の適正化に努め、水道及び下水道事業の運営を行っています。

水道及び下水道事業では、これまでも経営内容の総点検、経営基盤強化への取組みを行ってきましたが、事業の維持管理等重点施策への対応のため、健全で安定した経営を目指し、的確な水需要予測、工事コストの縮減、業務委託の拡大、技術水準の維持・向上のための人材育成、及び定数の見直し等に鋭意取り組み、より高度な公共サービスの提供に努めます。

第3節 公益法人等の改革

公益法人制度改革については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法（以下「公益法人制度改革関連3法」という。）が平成20年12月1日に施行され、従来の設立認可制度から登記のみで法人が設立できる制度へと改められました。これに加え、設立した法人が公益法人となるには、民間有識者による委員会の意見に基づき認定されることとされました。

このため、市は、公益法人制度改革関連3法に該当する別表1に掲げる法人について、団体の設立の意義や役割、事業・経営状況等を検証し、総合計画に掲げるまちづくりとの連携のあり方、公益性の確保、公平な関与のあり方等といった観点からの見直しを図ります。

そのほか、市は、公益法人制度改革関連3法に該当しない別表2に掲げる法人についても、定款の趣旨等に沿って、法人の意義や役割、事業・経営状況等を検証し、市が交付する補助金及び業務委託の内容等を見直し、適正な市の関与による更なる自立的運営を行うよう促します。

別表 1

法 人 名	
財団法人	八千代市文化・スポーツ振興財団
財団法人	八千代市開発協会
財団法人	八千代市環境緑化公社
社団法人	八千代市シルバー人材センター

別表 2

法 人 名	
株式会社	八千代市水道サービス
東葉高速鉄道	株式会社
社会福祉法人	八千代市社会福祉協議会

資料編

資料 1

「八千代市第 2 次行財政改革大綱の策定基本方針」

平成 22 年 3 月 31 日決定

平成 23 年 1 月 25 日一部変更

1. 策定にあたって

本市では、平成 23 年度から 32 年度までを計画期間とする「八千代市第 4 次総合計画」策定に向けた作業を行っています。

この作業とあわせ、平成 22 年度で計画期間が終了する「八千代市行財政改革大綱（改訂版）」についても、新たな総合計画の策定方針等を踏まえ、取組内容等の見直しを行わなければなりません。

取組内容等の見直しに当たっては、少子高齢化社会の進行並びに厳しい経済状況の継続といった現下の情勢を鑑み、多様化する行政需要への対応を図るため、すでに取組み済みの事業も含めたすべての事業について、事業実施の必要性、実施手法の適否に至るまで精査、検討を行う必要があります。

行財政改革大綱は、総合計画を推進面から支える役割を担うものであることから、市政の基本方針となる、八千代市第 4 次総合計画との整合を図りつつ、行財政改革の取組内容等の見直しを行い、新たな行財政改革大綱を策定します。

2. 構成

本市の行財政改革は、昭和 60 年度の「八千代市行政改革大綱」から開始され、現在に至るまで「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、事務事業の見直し、定員管理及び給与の適正化及び財政の健全化に向けた取組みを推進してきました。

これからも、八千代市第 4 次総合計画に掲げる施策の推進を支援するために、従前から本市の行財政改革推進の 3 つの柱として掲げている、効果的な施策の推進、効率的で質の高い執行体制、財政の健全化、それぞれに継続して取り組みます。

この取組みの実現に向けた基本方針等を行財政改革大綱に掲げ、個別、具体的な取組内容は、項目別の推進計画を作成するとともに、社会情勢の変化に機敏に対応するため、推進計画に掲げた取組項目の内容及び目標の設定内容については、毎年度の見直しを行います。

3. 大綱名称及び取組期間

大綱の名称は「八千代市第 2 次行財政改革大綱」とします。

取組みの期間は、八千代市第 4 次総合計画との整合を図り、平成 23 年度から平成 32 年度までとします。

4. 策定方法

市民を含む各界代表者で構成される「八千代市行財政改革推進委員会」からの意見を踏まえ、市の行財政改革の推進機関である「八千代市行財政改革推進本部」において原案等を作成し、パブリックコメントを実施したうえで、八千代市第 2 次行財政改革大綱を策定します。

資料2 これまでの経緯

昭和60年	6月	行政改革推進本部を設置
昭和61年	11月	「八千代市行政改革大綱」(昭和60年度から62年度まで)
平成7年	7月	八千代市行政改革推進本部を設置
	8月	八千代市行政改革推進委員会を設置(平成7年度から13年度まで)
平成8年	6月	「八千代市新行政改革大綱」(平成8年度から10年度まで)
	11月	「八千代市新行政改革大綱実施計画」(平成8年度から10年度まで)
平成9年	2月	八千代市財政再建委員会を設置
	11月	八千代市財政再建委員会から「財政再建の具体的方策と効果について(中間報告)」が八千代市行政改革推進本部本部長へ提出される
平成11年	3月	報告書「財政健全化の方策—現在までの到達点—」 「八千代市行財政改革大綱」(平成11年度から) 「八千代市行財政改革大綱推進計画書」(平成11年度から13年度まで)
平成12年	2月	「八千代市財政健全化計画書」(平成11年度から13年度まで)
平成14年	3月	「八千代市行財政改革大綱第2期推進計画書」「八千代市第2期財政健全化計画書」(平成14年度から16年度まで)
	4月	八千代市行財政改革推進委員会を設置(平成14年度から)
平成16年	2月	八千代市行財政改革推進委員会が「最終提言書-経営感覚をもった行政運営のあり方について-」を提出
平成17年	3月	「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画書」(平成17年度から19年度まで)
平成18年	3月	「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画書(改訂版)～集中改革プラン～」(平成17年度から21年度まで)
平成19年	11月	「八千代市行財政改革大綱(改訂版)」(平成20年度から22年度まで)
平成20年	3月	「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画書(第2次改訂版)～集中改革プラン～」(平成17年度から22年度まで)
平成22年	3月	「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画(第2次改訂版)～集中改革プラン～年度別計画書(平成22年度版)」
	9月	「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画(第2次改訂版)～集中改革プラン～平成21年度取組結果報告書」
		八千代市行財政改革推進委員会が「提言書～第2次八千代市行財政改革大綱の策定に向けて～」を提出

資料3 用語説明

索引	用語	説明
あ行	新しい公共	官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動すること
か行	基礎的財政収支	市の借金である地方債発行による収入と、過去に発行した地方債の償還や利払いを除いた「支出と収入のバランス」のこと（プライマリーバランス）
	行政評価システム	行政活動の目的を明確にしながら、成果を数値など客観的な指標を使って評価し、その結果を総合計画の策定、予算編成、行政改革などに活用するシステム
さ行	人事評価システム	職員の能力の発揮状況を見る「能力評価」と、業務の達成状況を見る「業績評価」で構成される職員評価のシステム
た行	地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、または町内会・自治会等の団体
は行	パートナーシップ	共同で物事を行うための協力関係
その他	NPO (Non Profit Organization)	政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体（民間非営利団体）

八千代市第2次行財政改革大綱

発行日／平成23年3月

発行／八千代市

編集／総務企画部 行財政改革推進課

住所／〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

TEL 047-483-1151 (代表)

FAX 047-484-8824

E-mail gyoukaku@city.yachiyo.chiba.jp

